

令和2・3年度 千葉市小規模修繕業者登録制度 登録申請の手引き

千葉市が発注する小規模修繕（技術的内容が軽易かつ履行の確保が容易な施設等の修繕で、機能回復を目的とする予定価格が100万円以下のもの）の契約を希望する者の登録を行います。

（本登録における小規模修繕とは、建物及び建物に付帯する内容に関する修繕となりますので、道路の舗修や公園・広場等に関する修繕、物品の修理などは該当しません。）

1 登録の流れ

- (1) 申請関係書類を千葉市契約課ホームページからダウンロードするか、契約課窓口で取得していただき、申請項目及び必要書類等を確認してください。
- (2) 『**千葉市小規模修繕業者登録申請書（様式第1号）**』に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付して、千葉市役所契約課（本庁舎5階）へ持参又は郵送により提出してください。
- (3) 提出書類を受領後、書類の内容について審査します。不明な点があれば、電話等で確認をお願いすることがあります。
また、明白かつ軽微な誤字・脱字等のご連絡せずに修正させていただきますので、ご了承ください。
- (4) 審査の結果については公表をもって通知に代えさせていただきます。
（平成28年より結果通知書は送付していません。）

※申請の手続きにあたっては、この手引きをよく読んで、誤りや記入漏れ等がないよう注意してください。
申請事項及び添付書類に虚偽があった場合は、登録を抹消することがあります。

2 登録できる者

下記の全てを満たしている者。ただし、「**3 登録できない者**」に該当する場合は登録できません。

- (1) (法人) 千葉市内に本社又は本店等を有する者
(個人) 千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有する者（他の者に雇用されている方は登録できません。）
- (2) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税及び地方消費税を完納している者
- (3) 千葉市税（延滞金を含む。）を完納している者
- (4) 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っているもの
- (5) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている者

3 登録できない者

下記のいずれかに該当する者

- (1) 「**2 登録できる者**」の要件を全て満たしていない者
- (2) 千葉市入札参加資格者名簿の登載者。ただし、常時使用する従業員（役員・パート・アルバイト・派遣は除く。）の数が20人以下で、申請日から過去2年間に本市と100万円以下の小規模修繕の元請け実績がある方は登録できます。
- (3) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者

(4) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

※（2）ただし書き以下の条件に該当しない方で、千葉市の平成30・31年度入札参加資格審査に申請されている方は、当該申請を取り下げれば登録できます。また、既に登録されている方は、入札参加者名簿から登録を抹消すれば登録できます。

4 登録者の取扱い

登録が認められた方は、「令和2・3年度千葉県小規模修繕業者登録名簿」に登載します。

名簿に登録された方は、千葉市が発注する小規模修繕契約に係る業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知おきください。

なお、契約に係る見積書の提出に要する費用は、見積者の負担となります。

小規模修繕の発注は、施設等を所管している担当課が行います。契約課が発注することはありませんので、ご注意ください。

名簿登録後の修繕発注の流れ

- ・施設修繕の発生
- ↓
- ・施設等を所管している担当課が小規模修繕登録名簿から事業者選択
- ↓
- ・選定業者による見積合せの実施
- ↓
- ・修繕の実施

5 対象となる契約

下記の表の種別の中から3つまで申請できますが、一括下請はできませんので、自ら施工できる範囲で申請してください。

また、種別又は分類で「その他」を選んだ場合は、施工できる修繕内容を具体的に記入してください。

【小規模修繕種別表】

種別	分類
屋根・壁・金物	001 屋根、002 瓦、003 スレート、004 屋上、005 外壁、006 庇、007 雨樋、008 手摺、009 門扉、010 フェンス・外溝、900 その他
塗装・防水	001 塗装補修、002 防水補修
左官	001 土間、002 スロープ、003 段差補修、004 タイル、005 ブロック、900 その他
建具	001 建具、002 ドア・扉、003 シャッター、004 網戸、005 サッシ、006 家具、007 襖・障子、900 その他
大工・内装	001 天井、002 床、003 間仕切り、004 絨毯、005 カーテン、006 ブラインド、007 クロス、900 その他
畳	001 畳
ガラス	001 ガラス
錠鍵	001 扉・窓等の錠前・鍵・セーフティロック装置
空調設備	001 冷暖房設備、002 排気・換気設備、003 エアコン室内外機、004 排気ファン、005 換気扇、006 ボイラー、900 その他
ガス設備	001 ガス空調設備、002 ガス給湯器、003 ガス配管、900 その他
給排水・衛生設備	001 給水管、002 水道蛇口、003 洗面台、004 排水管、005 便器、006 ポンプ、007 受水槽、900 その他
電気設備	001 照明設備、002 漏電、003 電気配線、004 絶縁、005 コンセント、006 スイッチ、900 その他
通信設備	001 テレビアンテナ、002 放送設備、003 共聴設備、004 電話、900 その他
防災設備	001 火災報知設備、002 誘導灯設備、003 煙感知設備、004 消火栓設備、900 その他
その他	900 上記以外の施設等の修繕

6 提出書類一覧

番号	提出書類	対象となる申請者	様式	入手先等
1	千葉市小規模修繕業者登録申請書	全ての者	様式第1号	
2	登記事項証明書	法人	写し可	本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行
	身分証明書	個人	写し可	本籍地の市町村で発行 ※本籍地が千葉市の場合は、区役所又は市民センターで交付
3	印鑑証明書	法人	原本	本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行
	印鑑登録証明書	個人	原本	区役所又は市民センターで交付
4	法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書	全ての者	写し可	納税地を所轄する税務署で発行 法人は、その3の3 個人は、その3の2
5	市税完納及び特別徴収に関する証明書	全ての者	原本	「証明請求書」(第44号様式)と「証明書」(第45号様式)の2枚に記名押印の上、各市税事務所市民税課又は各市税出張所の窓口で交付 ※市税事務所・市税出張所は、区役所内にあります。
6	誓約書	全ての者	様式第2号	
7	許可等を証明する書類の写し	該当する者	写し可	業務の履行に当たって、法令の定めにより許可、免許又は登録が必要な場合はその許可書等の写し (例) 電気設備：電気工事士 消防設備：消防設備士
8	申請日から過去2年間に本市と契約した100万円以下の小規模修繕の契約書等の写し(1件)	該当する者	写し	平成30・31年度千葉市入札参加資格者名簿との重複登録を予定している者のみ提出 (「3 登録できない者」(2)ただし書きを参照)

※ 証明書は、発行日が申請書を提出する日から3か月以内のもので、最新の状況が確認できるもの

※ 提出書類は各1部ずつ

7 申請期間及び名簿登載日

(1) 申請期間

令和2年4月16日(木)から令和4年2月15日(火)まで

※ 午前9時～午後5時まで(土日・祝日、年末年始は除きます。)に、持参又は郵送により提出してください。

(2) 審査結果

審査の結果については、千葉市契約課ホームページでの公表及び契約課での閲覧をもって通知に代えるものとします。

(3) 名簿登載日

申請期間中の毎月15日を締切日とし、締切日までに申請書類を提出し、かつ、資格審査の結果、登録を認められた方が翌月の1日付けで登録となります。

なお、15日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日を締切日とします。

8 郵送先・問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 契約課 契約第二班

電話 043-245-5089～90(直通) FAX 043-245-5536

9 名簿の有効期間

名簿登載日から令和4年3月31日まで

ただし、次期の名簿が作成されるまで延長されることがあります。

また、名簿は千葉市契約課ホームページにて公開するとともに、契約課にて閲覧することができます。

10 変更について

名簿登載後、登録事項に変更が生じたとき、又は営業を廃止若しくは休止したときは、『千葉市小規模修繕業者登録事項変更・廃止届(様式第3号)』に必要書類を添付し、速やかに千葉市役所契約課に提出してください。(詳しくは、『令和2・3年度千葉市小規模修繕業者登録制度変更・廃止届の手引き』をご参照ください。)

申請書の記入方法（手書きの場合は、黒色のペン又はボールペンで記入してください。）

※記入例 P. 7～8

- (1) 訂正は、訂正か所に横線を引き、その上部に訂正後の内容を記入の上、実印を押印してください。修正液・修正テープ・砂消し等は使用しないでください。
- (2) 申請年月日は、申請書を提出する日を記入してください。

1 申請者

- (1) 「所在地又は住所」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」、「電話番号」等を鮮明に記入してください。
※ゴム印を使用しても構いません。
- (2) 個人の場合は、代表者の職名は記入不要です。
- (3) 「商号又は名称」、「代表者名」にフリガナを記入してください。役職名にはフリガナは不要です。
※ゴム印を使用した場合も、フリガナを記入してください。
- (4) 「電話番号」は、日中連絡の取れる番号を記入してください。
- (5) 「実印」は、印鑑登録の印を鮮明に押印してください。
- (6) 「使用印」は、見積書、契約書及び請求書において使用する印鑑を鮮明に押印してください。ただし、個人の特定できる印鑑とします。実印を使用する場合は、使用印鑑欄の押印は不要です。

2 登録希望種別

- (1) 「登録希望種別」の欄は、希望順位の高い種別から順番に記入し、分類の欄には、施工できる修繕内容をP. 3の【小規模修繕種別表】から選んで記入してください。
- (2) 登録希望種別で「その他」、又は分類で「900 その他」を選んだ場合は、施工できる修繕内容を具体的に記入してください。
- (3) 登録希望種別は最大3種別まで申請できますが、下請に出すことはできませんので、自ら施工できる範囲で申請してください。
- (4) 申請する種別が法令等により許可等を必要とする場合は、「資格、免許等が必要な場合は、その種類、名称等」の欄に必要な許可等を記入するとともに、許可等を証明する書類の写しを添付してください。

3 千葉市入札参加資格者名簿の登録の有無（申請中を含む。）

令和2・3年度千葉市入札参加資格者名簿の登録申請について、該当する方に○を付けてください。

「有」に○を付けた場合は、常時使用する従業員数を記入してください。なお、役員・パート・アルバイト・派遣は、従業員数に含めないでください。*千葉市入札参加資格者名簿登録者は利用者番号記入。

4 修繕経歴書

申請日から過去2年間に契約した元請けの修繕契約を、「2 登録希望種別」で選択した希望順位ごとに各種別2つまで記入してください。なお、元請けの修繕契約がない場合は、空欄のままで構いません。

また、契約の相手方は官公庁・民間を問わずに記入してください。

誓約書の記入方法

※記入例 P. 9

「所在地又は住所」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」を記入し、申請者の実印を押印してください。

(様式第1号)

千葉市小規模修繕業者登録申請書

記入例

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請書の提出日

令和2・3年度において、千葉市が発注する小規模修繕に係る登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないこと並びに申請者及び申請者の役員等が千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

1 申請者

所在地又は住所	〒 260 - 8722 千葉市 中央 区 千葉港1-1		
フリガナ	チバコウジテン		実印
商号又は名称	千葉工事店(株)		千葉
フリガナ	チハ タロウ		使用印
代表者職氏名	代表取締役 千葉 太郎		千葉
電話番号	043 - 245 - 5090	FAX番号	043 - 245 - 5536
担当者	千葉 次郎		

「商号又は名称」のみの印は不可。

※ 「使用印」の欄は、見積書、契約書及び請求書に使用する個人を特定できる印鑑を押印してください。(実印と同じ場合は押印不要です。)

2 登録希望種別

「登録希望種別」の欄に、別紙「小規模修繕種別表」の中で登録を希望する種別を記入してください。希望順位第3位まで登録することができます。

希望順位	登録希望種別	分類	資格、免許等が必要な場合は、その種類、名称等
1	大工・内装	001 002 003 004 005 006 007 900 (900の内容) 「××の修繕」	「その他(900)」を選んだ場合は、具体的な内容を記入。「その他全般」などは不可。
		001 (900の内容)	
2	ガラス	001 (900の内容)	
		001 (900の内容)	
3	ガス設備	001 (900の内容)	
		001 (900の内容)	

※ 分類は、別紙「小規模修繕種別表」より希望する3桁の数字を記入してください。希望数に制限はありません。なお、「900」を記入した場合は、具体的な内容を記入してください。

次ページへつづく

3 千葉市入札参加資格者名簿の登録の有無（申請中を含む。）

○で囲む	
有	千葉市入札参加資格者名簿利用者番号（6ケタ） _____ 常時使用する従業員数 _____ 人 （役員・パート・アルバイト・派遣は含まない）
無	

4 修繕経歴書

申請日から過去2年間に契約した**元請け実績**を、「2 登録希望種別」の希望順位に沿って2つまで記入してください。また、発注者の欄はどちらかに○をつけてください。

希望順位	修繕契約名	発注者	請負金額（円）	契約年月日
1	〇〇修繕工事	○官・民	¥315,000	H31. 4. 15
	〇×修繕工事	官・○民	¥210,000	R1. 7. 2
2	××修繕	官・○民	¥105,000	R1. 8. 5
		官・民		
3	××修繕	○官・民	¥108,500	R1. 10. 13
		官・民		

契約名がない場合は、修繕の内容が分かるように記入。

添付書類

- 1 登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人事業者）【写し可】
- 2 印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人事業者）【原本】
- 3 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書【写し可】
- 4 市税完納及び特別徴収に関する証明書【原本】
- 5 誓約書
- 6 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可等を証明する書類の写し
- 7 「3 千葉市入札参加資格者名簿の登録の有無」で有に○をつけた者は、申請日から過去2年間に本市と契約した100万円以下の小規模修繕の契約書等の1件分の写し
- 8 その他市長が必要と定める書類

誓約書

申請書の提出日

令和 年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

所在地又は住所 千葉市中央区千葉港1-1

商号又は名称 千葉工事店 実印

代表者職氏名 代表取締役 千葉 太郎 実印

千葉市が執行する小規模修繕に係る見積り合せ（見積り）に参加するときは、次に掲げる事項を遵守します。

- 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は 行いません。
また、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議ありません。
- 2 千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に 該当しません。
また、当該事実を確認するため、千葉県警察に照会されても異議ありません。
- 3 千葉市内において、都市計画法に違反していません。